

初期礼学資料としての『礼記』檀弓篇

末永 高康

『礼記』檀弓篇⁽¹⁾に残された喪礼に関するさまざまなエピソードは、時に、礼が生成されるその場面にわれわれを立ち会わせてくれることになる。たとえば、

孔子之喪、門人疑所服。子貢曰、「昔者夫子之喪顔淵、若喪子而無服、喪子路亦然。請喪夫子、若喪父而無服。」
(檀弓上7-17a)⁽²⁾

孔子の喪に際し、門人はどのように喪に服するかについて迷った。子貢は言った、「むかし先生が顔淵の喪に服された時は、子の喪に服すようにされたが喪服は着けられなかった。子路に対しても同じであった。先生の喪に対しても、父の喪に服すようにして喪服は着けないことにしたいと思うがどうか。」⁽³⁾

これが史実をそのままに伝えていくか否かはわからない。ただ、孔子が没する以前には師の喪に対する明確な礼の規定がなかったこと⁽⁴⁾、孔子の死を契機として師の喪に対する礼が孔子後学の手によって整備されていったことは確かであろう⁽⁵⁾。その整備の過程で「父を喪するが若くして服する無し」とされることによって、師に対す

る「心喪三年」(檀弓上6-3a)が導かれることになる。とはいえ、これだけでは、喪服を着けないことと喪に服する期間が規定されたに過ぎない。その服喪の詳細を知ることとはできないものの、檀弓上篇7-18aには、

孔子之喪、一三子皆經而出。羣居則經、出則否。

孔子の喪に際して、門人たちはみな喪章の経を付けて外出した。学友の喪に際しては家の内では経を付けたが、外出する時は付けた。なかった。

とある。どうやら孔子の喪に際して、弟子たちは外出時も「経」を付け、同志の朋友に対する服喪とは差をつけていたようなのである。『孔子家語』終記解では、これを上に引いた檀弓篇の子貢の語に続く形で、

於是弟子皆弔服而加麻、出有所之、則由經。子夏曰、「入宜經、可也、出則不經。」子游曰、「吾聞諸夫子、喪朋友、居則經、出則否。喪所尊、雖經而出、可也。」

そこで弟子はみな弔服を付けて麻の経を加え、外に出かけていく

時も、経を付けたままであった。子夏は言う、「家の内で経を付けるのがよいが、外出には経を付けるべきではない。」子游は言う、「わたしは先生から、友人の喪に際しては、家の内では経を付け、外では付けないが、尊敬する人の喪に際しては、経を付けて外出してもかまわない、と聞いている。」

と記していて、「経して出ず」の形が決まるに至る、子夏と子游の議論を載せている。終記解は全体として檀弓篇所載のエピソードをつなぎ合わせて孔子没時の話を構成した感が強いから、この部分も檀弓篇に基づく創作である可能性が高く、これを実録と見ることはもちろんできない。ただ、「経して出ず」の形が決まるに至るまでに、孔子後学において何らかの議論があったのは確かであろう⁶⁾。師の喪に服するというこれまでに無かった喪礼の形を新たに作り出していくのであるから、そこに何も議論が起こらなかったと考える方が不自然である。

師への喪礼を定めるこの議論の過程において、友への喪礼が参照系とされていたことを上の檀弓篇の記述は示唆している。「無服」とする以上、五等の親族や君臣関係など有服の礼を直接の参照系とすることは困難であるから、同じく無服である友への喪礼が選ばれたのであろうが、このことは師への喪礼と友への喪礼とを対にする思考を導くことになる。檀弓上篇 7-7b に次のように見えている。

伯高死於衛、赴於孔子。孔子曰、「吾惡乎哭諸。兄弟、吾哭諸廟。父之友、吾哭諸廟門之外。師、吾哭諸寢。朋友、吾哭諸寢門之外。所知、吾哭諸野。於野則已疏、於寢則已重。夫由

賜也見我、吾哭諸賜氏。」遂命子貢爲之主、曰、「爲爾哭也來者拜之、知伯高而來者勿拜也。」

伯高が衛で亡くなり、孔子にその死が伝えられた。孔子は言う、「わたしはどこで彼に哭したのか。兄弟には、わたしは廟で哭する。父の友には、わたしは廟門の外で哭する。師には、わたしは寢で哭する。朋友には、わたしは寢門の外で哭する。知り合いには、わたしは野で哭する。野で哭するのはよそよそしいし、寢で哭するのは重々しすぎる。あの人とは賜（子貢）によって知り合ったのだから、わたしは子貢のところで哭すことにしよう。」そこで子貢に命じて喪主を務めさせ、「あなたが哭するので弔いにやってくる者には拝し、伯高の知合いで弔いに来た者には拝さないように」と言った。

これも実録ではないであろう。かりに孔子が伯高の死に際して実際にこのようにふるまっていたのだとしても、傍線部などはあまりに説明的で、孔子が実際にこのように語ったとは思われない。この傍線部に類似した規定は、奔喪篇 56:1a で無服の者に対する哭の場所を記した部分にも、

哭父之黨於廟、母妻之黨於寢、師於廟門外、朋友於寢門外、所識於野張帷。

哭は、父の一族には廟で、母と妻の一族には寢で、師には廟門の外で、朋友には寢門の外で、知り合いには野に帷（とばり）を設けて行う。

と見えている。師を含めた無服の者に対する喪礼が整備されていく過程でこのような規定が導き出され、それを取り入れる形で檀弓篇

のエピソードが記されたものと思われる。両篇では、師に哭する場所が異なっているものの、ともに師・友を対にする形で哭する場所が割り当てられていることには異ならず、師・友を対にする思考の下でこの規定が組み上げられていることを示していよう。

ここで、師に哭する場所が異なっているのは、何を廟・寝に当てるかの基準が両者で異なるからである。檀弓篇の場合は、沈重が「事の父に由る者には、之を廟に哭す。事の己に由る者には、則ち之を寝に哭す」（奔喪疏 56-1115 引く）と言う原理に従ってであろう、兄弟と父の友を廟に、師と朋友を寝に割り当て、それぞれを門の内外で等差づけるのに対し、奔喪篇の場合は、父党を廟に母党を寝に割り当てたがために、師・友がともに門外に押し出される形になっているのである⁷⁾。注目すべきは、師と異なり、友に哭する場所が両者で共通していることで⁸⁾、これもまた友への喪礼を基準として師への喪礼が導かれたことを示唆していよう。このように檀弓篇の記述をたどることによって、師への喪礼が整備されていく過程を、不完全ながらも追うことができるのである。

檀弓篇の成立年代については、吉本道雅「檀弓考」（『古代文化』四四巻、一九九二年）がその言語的特性および他書の重複文との比較から『論語』『孟子』の中間、ほぼ前4世紀中葉に断代⁹⁾している。今本『礼記』の檀弓下篇には、「喪禮、哀戚之至也」（9-106）より「孔子善殷」（9-186）に至る一段——喪礼の義を説き、『礼記』冠義篇以下六篇と同じ性格を有する——のように別資料の混入が見えるし、個々に独立したエピソードを集積するというその形式は、

どうしても後の付加を被りやすい。よって、今本の檀弓篇のすべてをただちに「ほぼ前4世紀中葉」のものとして扱い得るかについては疑問が残るものの、後の付加であることの疑念の高い部分を除いては、そこに納められたエピソードの多くは比較的古い時代に——七十子やその弟子あたりの手によって——集められたものとさしあたり考えてよいであろう。少なくとも、これを作業仮設として檀弓篇を取り扱うことは許されると思う。以下、この篇に含まれる弔問の礼に関するエピソードを主たる題材として、孔子後学における初期の礼学の展開の一端をうかがっていくこととしたい。ここで特に弔礼を取り上げるのは、檀弓篇には弔問の場面におけるエピソードが比較的豊富に取られており¹⁰⁾、議論の材料が他に比して得やすいからである。

さて、友への喪礼を参照系として師への喪礼が整備されていったことを上に示したが、これが可能であるのは、その段階で友への喪礼がある程度定まっていたからであろう。檀弓上篇には次のように似た二つのエピソードが残されている。

公儀仲子之喪、檀弓免焉。仲子舍其孫而立其子。檀弓曰、「何居、我未之前聞也。」趨而就子服伯子於門右、曰、「仲子舍其孫而立其子、何也。」伯子曰、「仲子亦猶行古之道也。昔者文王舍伯邑考而立武王、微子舍其孫臚而立衍也。夫仲子亦猶行

古之道也。」子游問諸孔子。孔子曰、「否、立孫。」(6-1a)

公儀仲子の喪に際し、檀弓は(わざと)免して弔問した。仲子が嫡孫ではなく庶子を後継ぎとしたからである。檀弓は言った、「何たることだ、このような話は聞いたことがない。」小走りに門の右にいた子服伯子のところに行き、檀弓はたずねた、「仲子は嫡孫ではなく庶子を後継ぎとしたが、どうしてか。」伯子は答えた、「仲子もまたいにしえの道を行われたのでしょうか。むかし文王は伯邑考をではなく武王を後継ぎとし、微子はその孫の脩をではなく子の衍を後継ぎとした。仲子もまたこのいにしえの道を行われたのでしょうか。」子游がこのことを孔子にたずねた。孔子は答えた、「いや、孫を立てるべきだ。」

司寇恵子の喪に際し、子游爲之麻衰牡麻絰。文子辭曰、「子辱與彌牟之弟游、又辱爲之服、敢辭。」子游曰、「禮也。」文子退反哭、子游趨而就諸臣之位。文子又辭曰、「子辱與彌牟之弟游、又辱爲之服、又辱臨其喪、敢辭。」子游曰、「固以請。」文子退、扶適子南面而立曰、「子辱與彌牟之弟游、又辱爲之服、又辱臨其喪、虎也敢不復位。」子游趨而就客位。(7-21b)

司寇恵子の喪に際し、子游は(わざと)麻衰を着て牡麻絰を付けて弔問した。(恵子の兄の)文子が辞退して言った、「かたじけなくもあなたは(わたくし)彌牟の弟とお付き合いました。またかたじけなくも喪服をお着けくださいました。が、(その喪服は)あえてご辞退させていただきます。」子游は答えた、「礼ですから。」文子がしりぞいて自分の位にもどり哭すると、子游は小走りに諸臣の位に就いた。文子はまた辞退して言った、「かたじけなくもあ

なたは彌牟の弟とお付き合いました。またかたじけなくも喪服をお着けください、またかたじけなくも弔問たまりましたが、(諸臣の位に就くことは)あえてご辞退させていただきます。」子游は答えた、「是非ともお願いしたい。」文子はしりぞき、嫡子の介添えをして南面して立たせて言った、「かたじけなくもあなたは彌牟の弟とお付き合いました。またかたじけなくも喪服をお着けください、またかたじけなくも弔問たまりました。(後継ぎの)虎が喪主の位にもどらないわけにはまいりません。」子游は小走りに客位に就いた。

いずれも友への弔問において、敢えて非礼を行うことで、嫡孫を後継ぎに立てなかつたことを非難したエピソードである。檀弓の場合には「免」していたこと、子游の場合は「麻衰牡麻絰」が非礼に当たる⁴⁰⁾。いま、これらが実録であるか否かは問わないこととして、これらが非礼であり、それを敢えてすることが非難の表現となり得ることを読者が理解しているものとして、これらのエピソードは記されている。このような形でのエピソードの記録が許されるほどには、当時、友への弔服として何が適礼であり何が非礼であるかについての共通理解が存在していたと考えてよい。

このうち檀弓の「免」が非礼であることは、『儀礼』喪服記34-1aに「朋友皆な他邦に在れば祖し免す、帰れば則ち已む」とあるのと合致している。喪服記34-1bは「朋友には、麻す」と言うのみで、その弔服の詳細を明らかにしていないが、喪服記に記された上の規定は、朋友には「免」しないのが常礼であることを前提として、

「袒」免」が許される例外規定を記したものであるから、これが後出の規定であることは明らかである。鄭玄は喪服記を引いて檀弓の「免」の非礼を証するものの(6-1a7)、このエピソードが採録された段階で、喪服記の規定がすでに存在していたかどうか疑わしい。それはともかくとして、文王世子篇 20-21b でも、「族の相ひ為にするや、宜しく弔すべくして弔せず、宜しく免すべくして免せざれば、有司之を罰す」と「弔」(無服)と「免」(有服)が対比的に用いられていて、「免」の有無が有服・無服を分ける表徴とされているから、無服の友に「免」するのが非礼であることは、孔子後学においてほぼ共通した理解であったと考えてよいであろう。

問題は子游の「麻衰牡麻経」である。『儀礼』喪服でも、「牡麻経」は小功以上の喪服において用いられるものとされているから、これを弔服に用いるのが「重服」⁽⁵⁾の非礼であるのはよいとして、よくわからないのは「麻衰」である。この語は經典類ではここにしか見えない。鄭玄はこれに「吉服の布を以て衰を為る」(21b2)と注し、疏はこれを『礼記』間伝 57-11a などに見える「麻衣」——鄭玄は「十五升布」とする⁽²⁾——に当てる。が、そうすると朋友への弔服とされる「疑衰十四升」⁽³⁾よりもきめの細かい服を着ることになって「重服」とならない。そこで疏は、ここで「重服」とされるのはあくまで「牡麻経」によってであるとす⁽⁴⁾。しかし、それならば檀弓篇の記者は「子游為之牡麻経」とだけ記せばよいのであって、「麻衣」をここに書き加える必要はない。それが常礼と異なるからこそ、記者はそれを記すのである。そこで孫希旦などは逆に

「麻衣」は「輕服」だから非礼となると解していくのである⁽⁵⁾。

だが、これらの議論はその前提に問題がある。ここで朋友への弔服を「疑衰」とするのは、喪服記の鄭注⁽⁶⁾によるが、「疑衰」の語は經典類では『周礼』春官・司服 21-10b に「凡そ弔事には弁經服。… 12a 王は三公六卿の為に錫衰し、諸侯の為に總衰し、大夫士の為に疑衰す。其の首服は皆な弁經あり」と一見するに過ぎない。鄭玄はこの「錫衰」以下を「君は臣の為に弔服を服す」(12a4)と弔服と解し、「錫衰」については、『礼記』に「公は卿大夫の為に錫衰して以て居り、出ずるも亦た之(かく)の如し。事に当たれば則ち弁經す。大夫相ひ為にするも亦た然り」(服間篇 57-3a)、「諸侯弔するに、必ず皮弁・錫衰す」(喪服小記篇 33-11a)とあることから、これを諸侯卿大夫にスライドさせて、「諸侯、卿及び大夫も亦た錫衰を以て弔服と為し、事に当たれば乃ち弁經し、否(しか)せざれば則ち皮弁し、天子を辟く」(喪服注 34-11b)とし、さらに士の喪服に「總麻」があることから、これを「總衰」と同一視して士にもスライドさせて「士は總衰を以て喪服と為し、其の弔服は則ち疑衰なり」(喪服注 34-1b7)とし、この士の弔服を朋友への弔服に当てるわけである。

鄭玄のように三礼が一つの体系をなすと考えるならば、このようにでも解する以外ないのかも知れないが、檀弓篇の記者が、朋友への弔服を「疑衰」としていたかどうか、はなはだ疑問である。鄭玄が弔服とする「錫衰」、「總衰」、「疑衰」の内、後二者が司服職にしか見えないことからして⁽⁷⁾、その思いを強くさせられるが、「錫

衰」にしても、上に引いた三例を除けば、經典類では『儀礼』喪服記 34.6a に「大夫、命婦を弔するに、錫衰す。命婦、大夫を弔するも、亦た錫衰す。伝に曰く、…」と見えるのみである。布地としての「錫」を含めても、雑記上篇 41.7a の「朝服は十五升、其の半を去りて總とす、灰を加ふれば錫なり」が加わるに過ぎない。

『儀礼』喪服の経は、五等の喪服に関する記事を記すものであるから、ここに弔服についての記載がないのはよいとして、その記でも弔服を記すのは、「朋友には、麻す」と上に引いた「大夫」と「命婦」の場合に限られる。土喪礼等の喪礼に関する篇においても、弔問客たる「賓」の服を記す部分は見えないし、君が特段の恩賜もて大斂に臨む場合（土喪礼 37.7b）でも、その弔服が記されることはない。喪礼を除けば『儀礼』で弔問の場面が出てくるのは聘礼 (24.1a) で聘使等が訪問国内で没した場合だけであるが、そこでも主国の君が着ける弔服についての記載はない。『儀礼』ではその礼の主要なプレイヤーの服装に何等かの記載があるのが通例であるのにもかかわらず、である。それが自明であったから記されていない可能性もあるが、⁽¹⁸⁾『儀礼』の経・記の作者に弔服について明確に規定しようとする意志が無かったのは確かであろう。喪服記にしても、それを体系付けて記そうとするものでは全くないのである。

これが喪服伝になると、

總者十五升、抽其半、有事其縷、無事其布、曰總。(33-5b)

錫者十五升、抽其半、無事其縷、有事其布、曰錫。(34.6b)

(訳は省略)

と、明らかに「總」と「錫」とを関連付けるようになる。これは上に引いた雑記上篇も同じである。ここで、喪服伝や雑記篇の作者が「錫衰」、「總衰」、「疑衰」という弔服のランクの存在を知っていたのであれば、「疑(衰)」についての言及があつて然るべきであろう。特に、友への弔服が「疑衰」であると喪服伝の作者が理解していたとすれば、どうして「朋友には、麻す」に何も伝を付けなかったのか、どうにも不可解なのである。しかも、司服職の記述に従えば「錫衰」↓「總衰」↓「疑衰」の順で吉服に近づいていかなければならないはずなのに、雑記篇では「總」にさらに手を加えたものが「錫」となっていて、「錫衰」の方が吉服に近くなってしまっている。⁽¹⁹⁾喪服伝も、「其の縷に事有り」「其の布に事有り」の「事」が具体的に何を行うことなのかよくわからないものの、⁽²⁰⁾喪服よりも弔服の方が重いと考え難いから、「錫衰」の方が吉服に近いと考えているはずである。と、このように考えていくと、これらの作者が司服職に見える弔服の規定を知っていたとは想定しがたいのである。やはり『周礼』の記事はやや系統を異にしているのである。『儀礼』や上に挙げた『礼記』の各篇の作者たちが理解していたのは、大夫以上には「錫衰」と呼ばれる弔服があるということ+αまでであつて、その+αには「錫衰」、「總衰」、「疑衰」という弔服のランクまでは含まれていなかったと思われる。

となると、彼らが友への弔服をどのように考えていたかが再び問題となるが、ここで参考にすべきは、『論語』郷党篇 10.6a に見える「羔裘玄冠、以て弔せず」の記載であろう。檀弓上篇 8.13a は

これをほぼそのまま取っている。

夫子曰、「始死、羔裘玄冠者、易之而已。」羔裘玄冠、夫子不以弔。

孔子は言う、「人が亡くなった当初、羔裘と玄冠は、これを着替えるものだ。」羔裘と玄冠を着けては、孔子は弔問されなかった。

孔子が「羔裘玄冠」の朝服を弔服としなかったとのことであり、鄭玄などはこれを根拠に、士の弔服を「素委貌冠して、朝服に加ふ」とする旧説に対して、「何の朝服か之れ有らんや」とそれを退けている（喪服注 34.1b7）。しかし、郷党篇のこの部分の記事は、孔子のすぐれたふるまいを示すものであったはずで、これが一般の行いであつたならば、これが記録されることはない。よつてこの記事は、逆に、孔子の当時、他の人々が「羔裘玄冠」を弔服としていたことを暗示していることになろう。また、これを弔服とすることが明確に礼に反しているのであれば、「以て弔せず」は当然のこととなつて、それが異とされて郷党篇に取られることは無かつたはずである。よつて孔子の当時において、「羔裘玄冠」を弔服とすることは、特に非礼とされていなかったが、それでは弔意が十分に示されないと、孔子はそれを弔服とはしなかつたものと見なければならぬ。

このように「羔裘玄冠」を弔服とした場合、そのままでは外見上吉事と何も変わらないことになる。そこで吉事と異なることを示すものとして「経」が付けられていたのである。われわれが服装を改めることなく、ただ喪章をつけて葬儀に参列するのと同じである。あるいは大夫以上には「錫衰」と呼ばれる専用の弔服がすでに存在していたのかも知れないが、士には弔問用の特別な服などな

つたと思われる。これは檀弓篇の段階でもほぼ同じであつたであろう。ただ檀弓篇では、これが「始死」時の変服と結び付けられることによつて、「羔裘玄冠」を弔服として不適と見る方向により傾いているものようである。これが『孔子家語』曲礼子夏問篇になる

季桓子死、魯大夫朝服而弔。子游問於孔子曰、「禮乎。」夫子不答。他日又問。夫子曰、「始死、則羔裘玄冠者、易之而已。汝何疑焉。」

季桓子が亡くなり、魯の大夫が朝服のまま弔問した。子游は孔子にたずねて行つた、「礼にかなっていますか。」夫子は答へなかつた。他日にまたずねると、孔子は答へた、「人が亡くなった当初、羔裘と玄冠は、これを着替えるもの。おまえを何を迷っているのか。」

というエピソードに作り変えられて、「朝服して弔す」が完全に非礼とされることになる⁹¹⁾。ではあるが、これは『家語』のこの文章の後出を示すだけのことであつて、これを根拠にして、檀弓篇の段階で「朝服して弔す」が非礼であつたとはできないであろう。

このように、檀弓篇の段階では弔問の服装に関して、軽服（吉服）の方向にはそれほど大きな制限がかけられていなかったものようであるが、逆に重服の方向に対しては厳しく制限がかけられている。檀弓の「免」が非礼とされるのは、それが有服者と同じ形になるからであり、子游の「牡麻経」も同様である。無服者は決して

有服者と同列に並んではいけないのである。ならば、子游の「麻衰」も、それが無服の弔問者の域を超えて、有服者の域に入ってしまったものと見なければならぬであろう。他に手がかりになる用例がないからこれ以上の詮索はできないものの、「總麻」以上の服のいづれかの別称、または「總麻」以上の服の総称として「麻衰」の語が用いられたものと思われる。

*** **

さて、檀弓の「免」が弔服として非礼とされるのを見る時、想起されるのが婦人の弔服に関する次の記載である。

魯婦人之鬢而弔也、自敗於臺始始也。(6:20b)

魯の婦人が「鬢」のまま弔問するのは、(魯が) 臺始の戦いで敗れた時に始まる。

檀弓篇にしばしば見える、礼(または非礼)の起源についての記述のひとつであるが、「臺始」とは、鄭玄 19b9 が「臺始に敗れしは、魯の襄四年の秋なり。臺、当に壺に為るべし。字の誤りなり」と注するように、襄公四年の「壺始(狐駘)」の戦いである、同年の『春秋左氏伝』29:26a にも「狐駘に敗る。国人の喪を逆ふる者皆な鬢す。魯、是に於てか始めて鬢す」とある。²²⁾ この檀弓篇の記述を信じるならば、襄公四年(前五六九)以後、魯の婦人は「鬢」して弔して来たことになる。

この「鬢」については、檀弓篇では上の条に引き続いて、

南宮絳之妻之姑之喪、夫子誨之鬢曰、「爾毋從從爾、爾毋扈扈爾。蓋榛以爲笄、長尺、而總八寸。」(6:20b)

南宮絳の妻が姑の喪に服するに際し、孔子が鬢のことを教えて言った、「高すぎるのもいけないし、広すぎるのもいけない。榛の木で笄(こうがい)をつくり、長さは一尺、その総(ふさ)は八寸でよからう。」

と孔子が「姑の喪」における「鬢」の法を説いたエピソードを記しているから、檀弓篇の段階でこれが喪服(の首服)と見られていたのは確かである。上の「鬢」して弔することについてのエピソードが示しているのは、「壺始」の敗戦で戦死した男子が多すぎて、「鬢」して喪に服す婦人であふれ、彼女らが互いに服を改めることなく弔問したのがきっかけとなって、「鬢」して弔することが魯で定着したということである。文中に特に非難の語は記されていないが、「失礼の事を論ず」という疏 6:20a1 の理解に従って問題ないであろう。一般の魯人がこの新たな風習に無批判に従っているのに対し、このエピソードを記録するのはそれが古礼に異なるとして批判するものである。

この檀弓篇の文章では、その批判の理由は単に「古礼と異なる新たな風習だから」という点に止まっているように見えるが、これを男子の「免」して弔する非礼と並べることによって、その批判の理由を更に見出していくことになる。すなわち、「男子が喪服で弔問するのが非礼であるのと同様、婦人が喪服で弔問するのも非礼である」とするものである。自明の理のように聞こえるかも知れないが、「鬢」して弔する風習に従う一般の魯人は、そもそもこのような理

屈を考えようとしなかったはずである。礼を単なる習俗としてそれに従うものにとつては、「免」して弔するのが非礼であり、「髻」して弔するのが適礼であつてもそれでは一向にかまわない。それが習わしであり、男と女とでは違ふとすればそれでよいのである。それを「それでよい」とせず、「なぜそのようであるのか」を問い、さらに「いかにあるべきか」を考えるところに礼の学が存するのである。そして、実際、孔子後学はその方向に進んでいく。

この「免」と「髻」については、『儀礼』士喪礼 36-13b では、小斂後の変服を記す部分で「主人、髻髮し、祖し、衆主人、房に免す」と対にする形で「婦人、室に髻す」と記されている。男子が斬衰の主人の「髻髮」と、齊衰以下の衆主人の「免」に分かれているから、これは必ずしも「免」と「髻」を対にするものではないのかも知れないが、喪服小記 321a に到ると「男子冠して婦人笄し、男子免して婦人髻す。其の義、男子たれば則ち免し、婦人たれば則ち髻す」とされていて男子の「免」と婦人の「髻」を対にする思考が明確に示されるようになる。この思考を前提とすれば、「免」して弔するのが非礼である以上、「髻」して弔するのもまた非礼であるとされなければならないことが直ちに理論づけられる。ただし、檀弓篇の記者がここまで明確に「免」と「髻」を対にする思考をすでに有していたかどうかかわからない。

孔子が「髻」の法を説いたエピソードも——それが実録であるか否かは問わないとして——、その礼がまだ檀弓篇の段階で十分に整備されていなかったことを示している。「蓋」字を冠して、孔子にその法を語らせていることにもこれを読み取ることができるであ

らう。「髻」については『儀礼』喪服経 29-4b で「女子子」の斬衰の髪型とされ、その伝 6a に「總は六升、長さ六寸。箭の笄は長さ尺、吉笄は尺二寸」とその法が規定されている。そこで、檀弓篇の「蓋し榛以て笄と為し、長さ尺にして、総は八寸」は齊衰における法であると通常は解されることになる。これは、(エピソード中の)孔子が喪服伝と同等の規定を念頭において、齊衰における法を導いたと解するものである⁽²³⁾。「姑の喪」の時のことであるから、これを齊衰の「髻」と見ることに不可はないのであるが、檀弓篇の段階で、喪服伝に示されているような斬衰の「髻」の規定が存在していたかどうかは疑問である。

『儀礼』喪服記 347a には「婦の舅姑の為にするは、悪笄に首有りて以て髻す」とあつて、婦が舅姑に服する際の「髻」では「悪笄」を用いることになっている。その伝 7b は今本では「悪笄とは、櫛笄なり」となっているものの、この「櫛」が檀弓篇に言われる「榛」の音転であることはつとに敖継公が疑っており⁽²⁴⁾、武威漢簡『儀礼』も敖氏の推測を支持している⁽²⁵⁾。喪服記と檀弓篇の先後は見定めがたいが、喪服伝が「悪笄」を「榛笄」に解するのは、檀弓篇を利用したものと見るべきで、ならば、同じく喪服伝に見える斬衰の「髻」の規定も、むしろ檀弓篇の「髻」の法を齊衰のそれと見て、そこから導かれた可能性が高いと思われる。檀弓篇で孔子の語る「爾(なんじ)従従爾たる母れ、爾扈爾たる母れ」は、斬衰との違いを明らかにするというよりは、「髻」の髪型一般について語っているようにも見えるから⁽²⁶⁾、この段階ではまだ斬衰の「髻」も含めて、そ

の礼が十分に整備されていなかったのではなからうか。かりに、斬衰の「髻」の詳細がこの段階で定められていたとしても、斎衰の「髻」の法が明らかでなかったことを檀弓篇のエピソードは示しているから、この段階で婦人の「髻」に関する礼がはまだ十分に整備されていないことにはわりはない。このように「髻」の礼がそれほど明確でなかったのであれば、この段階では、「免」と「髻」を対にする思考もまたそれほど明確にされていなかったとするのが穏当であろう。おそらく、「髻」での弔問を非とすることを含めて、喪礼を整備していく過程の中で、「免」と「髻」の対が次第に明確に意識され、喪服小記篇のような記載が導かれるに至ったものと思われる。

いまその過程を具体的に描き出すことはできないものの、この「免」と「髻」を対にする思考と、小斂後の変服が大きくかわっているのは確かであろう。ここで喪主を除く男子が「免」し婦人が「髻」するからである⁽²⁷⁾。この「髻」の方は措くとして、この「免」の有無が有服・無服を分ける表徴とされていることは上に示した通りである。この小斂後の変服のタイミングは、友への弔服にも関係してくるようで、檀弓篇ではまた次のよく似た二つのエピソードが取られている⁽²⁸⁾。

曾子襲裘而弔、子游楊裘而弔。曾子指子游而示人曰、「夫夫⁽²⁹⁾也爲習於禮者、如之何其楊裘而弔也。」主人既小斂、袒、括髮。子游趨而出、襲裘帶經而入。曾子曰、「我過矣、我過矣、夫夫是也。」(檀弓上7-20a)

曾子は裘の上に重ね着して弔問し、子游は肩脱ぎして裘をあらわして弔問した。曾子は子游を指さして人に示して言った、「あの人は礼に習熟しているというが、どうして肩脱ぎして裘をあらわして弔問するのか。」喪主が既に小斂し、肩脱ぎして、くくり髪にすると、子游は小走りに出て、裘の上に重ね着して腰帯と首経を付けて入った。曾子は言った、「わたしが間違っていた、わたしが間違っていた。あの人が正しい。」

衛司徒敬子死、子夏弔焉、主人未小斂、經而往。子游弔焉、主人既小斂、子游出、經反哭。子夏曰、「聞之也與。」曰、「聞諸夫子、主人未改服、則不經。」(檀弓下9-22b)

衛の司徒敬子が亡くなり、子夏が弔問した。喪主はまだ小斂を終えていなかったが、(子夏は)経を付けて行った。子游も弔問したから、喪主が既に小斂を終えてから、子游は出ていき、経を付けてからもどって哭した。子夏は尋ねた、「そうすることを(どこで)聞いたのか。」(子游は)答えた、「先生からうかがいました、喪主がまだ服を改めなければ、経を付けないと。」

弔問時において、「楊裘」から「襲裘」に切り替えるタイミングや「経」を付けるタイミングについて曾子や子夏が理解していなかったのに対し、子游がそれを正しく理解していたことを示すエピソードである。これが実録であれば、どのタイミングで弔問用の服飾をするかについて、七十子の間に共通理解がなかったことになる。孔門の中でさえそうであるならば、当時の一般の人々においては言うまでもないことで、小斂後の喪主の変服にあわせて、弔問の服飾に変えるという礼など、もともとは存在していなかったであろう。

子游の伝聞が信頼できるのであれば⁽³⁰⁾、孔子が「主人未だ服を改めざれば、則ち経せず」とすることによって、このような礼が導かれていくのである。これらのエピソードが虚構であった場合はなおさらであって、このような礼の規定を新たに付け加えることを企図するからこそ、このようなエピソードが組み立てられるのである。ここにも礼が整備されていく過程を読み取ることができるであろう。

『儀礼』士喪礼によれば、喪主が「襲」して「経」をつけるのは小斂後であるから⁽³¹⁾、弔問客がそれに先立つて「襲」したり「経」をつけたりするのはおかしいとして、このような規定が設けられていったものと思われる⁽³²⁾。

弔服については、さらに喪大記 4-10b に「弔者、裘を襲（かさ）ね、武、帯経を加ふ⁽³³⁾」とあり、その注 10b9 で鄭玄は「始死」には吉時と同じ「朝服して裘を楊し」、小斂後には「冠を改めず」に「（裘を）襲ねて」、「吉冠の巻」である「武と帯経とを加え」、そして——この部分の注には直接に記載していないが——主人が「成服」した後は「疑衰」で弔するとしている。礼経の互いに異なる記載を各段階に配することで整合させるわけである。これは諸経を統一的に解釈するための一つの便法ではあるが、相互に矛盾する礼制を形式的に三代に割り振るのと同様、礼制の変化——ここでは弔礼の完備化——の過程をまったく無視している。弔礼が完備化されていく過程の詳細を追うことはできないが、士の友への弔服について言えば、喪服で弔することは禁じられていたものの吉服と同じ服装でただ喪章としての「経」を付ければよいとされていただけの段

階から、「羔裘玄冠」の弔服は改めて素冠を付けるべしとされる段階を経て、さらに主人の変服に合わせて弔服も変ずるべきであるとする段階へと変化していったものと思う。また、これと並行して、「疑衰」を士の弔服とする考えがここに加わっていったのであろう。檀弓篇の弔問に関するエピソードを眺めていくとこのように考えるのが妥当であるように思われる。

さて、ここまで友への弔問を中心に、檀弓篇に見える弔服にまつわるエピソードのいくつかを取り上げ、そこに弔服の礼が整備されていく過程の一端が示されていることを見てきたわけであるが、ここには同時に、檀弓篇を用いて初期礼学の展開について議論することの難しさも示されていよう。そもそも檀弓篇の記者が記録しているのは、彼らの関心を引いたエピソードだけである⁽³⁴⁾。本論が弔問の礼を取り上げたのは、檀弓篇での記載が比較的豊富だからであるが、弔問の場面が多く取られているというのも、——弔問の形で喪に接する機会が多いということもあるが——、弔礼が当時いまだ固定化されていなかったが故に、それに関するエピソードが多く記者の目に止まったという事情もあるだろう。他方、記者にとって常識的なものが彼らの関心を引くことはないから、彼らが常礼と考えるものが檀弓篇に詳述されることは基本的にない。記者の目に止まったどちらかと言えばイレギュラーな事態の背後に、間接的に彼らの考

える常礼のすがたが映し出されているに過ぎないのである。この常礼のすがたが明らかにならない限り、礼の規定の変遷や、その完備化の過程を追うことはできないから、これが直接に記されていない分、檀弓篇のエピソードはあつかいが難しくなるのである。

とはいえ、初期礼学の展開について檀弓篇のエピソードが貴重な情報を与えてくれているのは確かであり、弔礼というごく限られた範囲については、本論がすでにそれを論じた。同様の議論は他の礼においても可能であり、たとえば上に引用した「夫子曰く、始めて死するに、羔裘玄冠は、之を易ふるのみ」などは始死の変服についての一つの考え方を伝えている。他方、『儀礼』土喪礼には始死の変服についての直接的な規定がなく、これが問喪篇 56-14a になると「親始めて死すれば、雞斯し徒跣し、上衽を扱(さしはさ)み、手を交へて哭す」とその具体的な規定が記されるようになる。土喪礼にこの規定がないことから、ただちに、この礼が記された当時に始死の変服がなかったと断じてしまうのは危険であろうが、これが明記されていないことは、土喪礼の作者が始死の変服にそれほど注意を払っていなかったことを示している。それが檀弓篇に記された孔子の言葉——それが孔子その人に帰せられるかは問われない——などにながされて問喪篇のような規定が導かれるに至ったのであろう。鄭玄などは問喪篇のこの部分を用いて土喪礼に注を付けていくが、それが土喪礼の作者が思い描いていた礼を説明するものとしてどれだけ妥当であるのか疑わしいのである。

鄭玄を代表として過去の礼学者の議論は諸経の記述を統合して一つの礼の体系を求めていく傾向が強いが、これでは諸経を構成す

るさまざまな文献が次第に形成されていった過程を無視してしまうことになる。過去に蓄積された礼学の議論は貴重な遺産ではあるものの、初期礼学の過程が再現される方向で、われわれはそれを解体していかなければならない。本論はそのささやかな試みの一つであり、このような試みの積み上げの上に先秦礼学史が組み上げられることを期待するものである。

注

- (1) 以下『礼記』の諸篇については、書名を省略して篇名のみを挙げる。
- (2) 十三経からの引用については、阮刻本の卷・葉・行数を巻数―葉数 (a : 表 / b : 裏) 行数の形で示す(ただし、巻数・行数は省略した部分がある)。
- (3) 『礼記』の訳文については、竹内照夫『礼記(上中下)』(明治書院・新釈漢文大系)、および市原亨吉・今井清・鈴木隆一『礼記(上中下)』(集英社・全釈漢文大系)を参照した。
- (4) さらに言えば、ここでの子貢の言葉は、当時はまだ弟子の喪に対する明確な礼の規定がなかったこと、孔子が顔淵や子路の喪に服したことによって、その形が規定されていたことも暗示している。
- (5) 疏「T1488は『儀礼』に師の喪に対する規定が見えないことから、「依禮、喪師無服、其事分明」と言い、ここで門人が疑ったのは「以夫子聖人、與凡師不等、當應特加喪禮、故疑所服」として、これを聖人孔子に対する特例と見る。あるいはそうであったのかも知れないが、檀

弓上篇の別の箇所では、親に対する「致喪三年」(6-2b)、「君に対する「方喪三年」(3a)と並列される形で、師に対する「心喪三年」(3a)が記されており、この条が記された段階では、これがすでに師一般に拡大されている。

(6) 檀弓篇の「二三子皆経而出」が事実でなかったとしても、そのようなものとして二三子の服喪を描くに至る過程において、師への服喪の形についての孔子後学の議論があったのは確かである。

(7) 鄭玄は檀弓篇のそれを股礼、奔喪篇のそれを周礼とするが(檀弓疏7-284引く『鄭志』参照)、もとより信頼できるものでない。なお奔喪篇鄭注1144引く『逸奔喪礼』では「哭父族與母黨於廟、妻之黨於寢、朋友於寢門外、壹哭而已、不踊」となっており、両者とはまた異なっている。

(8) 朋友への哭の場所については喪服小記335bにも「哭朋友者、於門外之右南面」とある。

(9) 『礼記逐字索引』(台湾商務印書館、一九九二年)の分章によれば、檀弓上下篇全一八八章の内、「弔」字の見える章は計二四章ある。

(10) 後者の場合はさらに諸臣の位に就くことが非礼となる。

(11) 檀弓上篇鄭注7-21b2「惠子廢適立庶、爲之重服以譏之」参照。

(12) 問伝注57-11a8。

(13) 『周礼』春官・司服鄭注21-12a5。

(14) 「今子游麻衰、乃吉服十五升、輕於弔服、而云重服以譏之者、據牡

麻経爲重。」(7-22a7)

(15) 孫希旦『礼記集解』「士弔服疑衰、麻衰視疑衰爲輕。…子游以惠子廢適立庶、故特爲輕衰重経以譏之。」

(16) 「朋友之相爲服、即士弔服、疑衰素裳。」(34-1b9)

(17) 「總衰」が「總麻」と同一視できたとしても、弔服としての「總麻(衰)」は他には見えない。

(18) 『儀礼』士虞礼226aに「主人及兄弟如葬服、賓執事者如弔服」とあり、「弔服」が何であるのかは自明なものとしてあつかわれている。なお『儀礼』(のみならず經典類)で「弔服」の語が見えるのはここだけである。

(19) 『儀礼』喪服伝285bで斬衰の冠の布地について「鍛而勿灰」と言われており、「灰を加え(て漂白する)る」ことが、吉服に近づくものであることを示している。

(20) この「事」については、川原寿市『儀礼釈攷』(喪服下)四五〇頁、注61が鄭注を駁して斬衰な解釈を示されているが、論者はその説の当否を断ずる力を持たない。

(21) これは大夫であったから非礼とされているのかも知れないが、末尾に加えられた孔子の言葉からすると、そもそも「羔裘玄冠」で弔用することが非難されているように見える。

(22) ここで『左伝』が「弔」を言わないことから、宇野精一「礼記檀弓篇の性格」(『宇野精一著作集』第二卷、明治書院、一九八六年所収)。

もと、『東京支那学報』一号、一九五五年）は、『左伝』の記事を「髻」の起源を記すものとし、「従つて記事の順序としては、左伝が古く、次に礼の記録、檀弓は一番後に位するのではあるまいか」と判断されている。事柄の順序としては「髻」の制度が成立し、それが正礼に組み入れられ、その正礼が崩される、の順でなければならぬが、これが直ちに文献の成立の順序を示すとは限らないであろう。それは措くとしても、『左伝』の記述を「髻」の起源を記すものと見ると、どうして戦死の男子が増えると女子が「髻」もて喪に服するのかが不可解で、それゆえであるう、杜預 29-26a10 も「遭喪者多、故不能備凶服、髻而已」と注して、首服の「髻」のみで喪に服したものと解しており、疏 26b6 はさらに「於時魯師大敗、遭喪者多、婦人迎子迎夫、不能備其凶服、唯髻而已。同路迎喪、以髻相弔」と檀弓篇との調和を図っている。

（ここでもし『左伝』の記述を「髻」の起源を記すものし、戦戦時の混乱に「髻」の起源を求めるならば、その法は簡便なもの、すなわちより吉服に近いものと見なければならぬ。吉服に近くて且つ死者への哀悼の意をあらわすものとしては弔服に如くはないから、敗戦時の混乱に喪服（の首服）として「髻」が用いられたとすれば、弔服の「髻」が喪服の代用にされたというのが、最もあり得べき事態であろう。これが正解であったとすれば、檀弓篇の記述は、もともと弔服であった「髻」が喪服に代用されたのを知らずに、「髻」が本来の喪服であると

勘違いした上で、これを弔服として用いているのを非としたものとなる。ただ、檀弓篇の段階で男子（士）に弔服用の特別な服が定まっていなかったと推定されることを思えば、それに先立つ段階で婦人の弔服が定まっており、さらにそれが喪服に代用されることがあり得たとは思えない。ここでは『左伝』が「弔」を落としたか、「弔」字が無くても、そこに「弔」の義が含まれていると見ることにはしたい。あるいは「逆喪」という表現（『左伝』のこの部分にしか見えない）で、弔問をも含意させたか。

(23) 檀弓篇の記述では、「蓋」以下が、孔子言に属するか否か必ずしも明確ではないが、ここでは檀弓疏 6-21D4 が「故夫子稱蓋以疑之」と、これを孔子言に帰しているのに従う。

(24) 『儀礼集説』11-83b 「此傳所謂櫛者、疑則彼（＝檀弓篇）之櫛也。蓋聲相近而轉爲櫛耳。」（巻葉数は康熙十九年刊の『通志堂経解』所収本による）。

(25) 沈文倬「《礼》漢簡異文釈（一）」（『文史』第三輯、一九九〇年）の第155条「乙本同。今本“（木〇）”作“櫛”。…漢碑争作“〇”、則“（木〇）”即“（木争）”字。字書無“（木争）”、與“櫛”聲近假借、如《毛詩》之“榛首”、《説文》作“頼首”。」参照。〇は「争」の「爪」を「日」に置き換えたもの。（木〇）は〇を旁とする木偏の文字を示す。『詩』は衛風・碩人 3-216b、『説文』は頁部「頼」字。

(26) ちなみに『儀礼』士喪礼注 36-13b8 では、「髻」そのものを説明す

るものとして、檀弓篇のこの部分（「蓋」以下は除く）を引いている。
 (27) 「免」と「鬢」を対にする思考が先にあって、この思考のもとで、士喪礼の記述が導かれているのか、逆に、士喪礼の記述（もしくはその記述に相当する礼）が先にあつて、この思考が帰納されたのかはわからない。

(28) 経文ではこれを友への弔問であるとは明記していないが、鄭玄がそれぞれ「所弔者朋友」(7-20b4)、「皆以朋友之禮往」(9-22b6)と注するのに従つてよいであろう。

(29) 「大夫」は「夫人」が合文で一字に記されていたのを誤つて重文に解したものである。

(30) 『孔子家語』曲礼子貢問篇では、魯の昭公夫人の呉孟子が卒した時のエピソード（『春秋左氏伝』哀公十二年伝 59:2a にもほぼ同文あり）において、孔子に「主人未成服、則弔者不經焉、禮也」と語らせているが、この語がこの時のものであったとする保証にはならないであろう。

(31) 士喪礼 30:13a 「主人髻髮袒、… 14b 襲經于序東、復位。」

(32) このことは『儀礼』士喪礼の成立が檀弓篇に先立つことを必ずしも意味しない。記述される礼に先んじて、行われる礼が存在していたはずだからである。

(33) 疏 12a10 引く熊安生説によれば、「武に（帶）經を加ふ」と読むことになるが、ここでは鄭玄に従つて読んでおく。

(34) 檀弓篇はすべてがエピソードの記録から成っているわけではないが、ここではエピソードの記録の部分に限定して論ずる。

（付記）本研究は J S P S 科研費 17 K 0 2 2 0 6 による成果の一部である

- (1) 以下『礼記』の諸篇については、書名を省略して篇名のみを挙げる。
- (2) 十三経からの引用については、阮刻本の卷・葉・行数を巻数―葉数(表/裏) 行数の形で示す(ただし、巻数・行数は省略した部分がある)。
- (3) 『礼記』の訳文については、竹内照夫『礼記(上中下)』(明治書院・新釈漢文大系)、および市原亨吉・今井清・鈴木隆一『礼記(上中下)』(集英社・全釈漢文大系)を参照した。
- (4) さらに言えば、ここでの子貢の言葉は、当時はまだ弟子の喪に対する明確な礼の規定がなかったこと、孔子が顔淵や子路の喪に服したことによって、その形が規定されていたことも暗示している。
- (5) 疏「*148*は『儀礼』に師の喪に対する規定が見えないことから、「依禮、喪師無服、其事分明」と言い、ここで門人が疑ったのは「以夫子聖人、與凡師不等、當應特加喪禮、故疑所服」として、これを聖人孔子に対する特例と見る。あるいはそうであったのかも知れないが、檀弓上篇の別の箇所では、親に対する「致喪三年」(*62b*)、君に対する「方喪三年」(*38*)と並列される形で、師に対する「心喪三年」(*38a*)が記されており、この条が記された段階では、これがすでに師一般に拡大されている。
- (6) 檀弓篇の「二三子皆經而出」が事実でなかったとしても、そのようなものとして二三子の服喪を描くに至る過程において、師への服喪の形についての孔子後学の議論があったのは確かである。
- (7) 鄭玄は檀弓篇のそれを殷礼、奔喪篇のそれを周礼とするが(檀弓疏「*62b*引く『鄭志』参照)、もとより信頼できるものでない。なお奔喪篇鄭注「*147*引く『逸奔喪礼』では「哭父族與母黨於廟、妻之黨於寢、朋友於寢門外、壹哭而已、不踊」となっており、両者とはまた異なっている。
- (8) 朋友への哭の場所については喪服小記「*331b*」にも「哭朋友者、於門外之右南面」とある。
- (9) 『礼記逐字索引』(台湾商務印書館、一九九二年)の分章によれば、檀弓上下篇全一八八章の内、「弔」字の見える章は二四章ある。後者の場合はさらに諸臣の位に就くことが非礼となる。
- (10) 檀弓上篇鄭注「*21b2*「惠子廢適立庶、爲之重服以譏之」参照。
- (11) 檀弓上篇鄭注「*21b2*「惠子廢適立庶、爲之重服以譏之」参照。
- (12) 間伝注「*57-11a8*」。

- (13) 『周礼』春官・司服鄭注21-12a5。
- (14) 「今子游麻衰、乃吉服十五升、輕於弔服、而云重服以譏之者、據牡麻絰爲重。」(7-22a7)
- (15) 孫希旦『礼記集解』「士弔服疑衰、麻衰視疑衰爲輕。：子游以惠子廢適立庶、故特爲輕衰重絰以譏之。」
- (16) 「朋友之相爲服、即士弔服、疑衰素裳。」(34-1b9)
- (17) 「總衰」が「總麻」と同一視できたとしても、弔服としての「總麻(衰)」は他には見えない。
- (18) 『儀礼』士虞礼28aに「主人及兄弟如葬服、賓執事者如弔服」とあり、「弔服」が何であるのかは自明なものとしてあつかわれている。
- (19) なお『儀礼』(のみならず經典類)で「弔服」の語が見えるのはここだけである。
- (20) 『儀礼』喪服伝28-5bで斬衰の冠の布地について「鍛而勿灰」と言われており、「灰を加え(て漂白す)る」ことが、吉服に近づくものであることを示している。
- (21) この「事」については、川原寿市『儀礼釈攷』(喪服下)四五〇頁、注61が鄭注を駁して斬衰な解釈を示されているが、論者はその説の当否を断ずる力を持たない。
- (22) これは大夫であったから非礼とされているのかも知れないが、末尾に加えられた孔子の言葉からすると、そもそも「羔裘玄冠」で弔することが非難されているように見える。
- (23) ここで『左伝』が「弔」を言わないことから、宇野精一「礼記檀弓篇の性格」(『宇野精一著作集』第二卷、明治書院、一九八六年所収)もと、『東京支那学報』一号、一九五五年)は、『左伝』の記事を「髻」の起源を記すものとし、「従つて記事の順序としては、左伝が古く、次に礼の記録、檀弓は一番後に位するのではあるまいか」と判断されている。事柄の順序としては「髻」の制度が成立し、それが正礼に組み入れられ、その正礼が崩れる、の順でなければならぬが、これが直ちに文献の成立の順序を示すとは限らないであろう。それは措くとしても、『左伝』の記述を「髻」の起源を記すものと見ると、どうして戦死の男子が増えると女子が「髻」もて喪に服するのかが不可解で、それゆえであろう、杜預29-26a10も「遭喪者多、故不能備凶服、髻而已」と注して、首服の「髻」のみで喪に服したものと解しており、疏29b6はさらに「於時魯師大敗、遭喪者多、婦人迎子迎夫、不能備其凶服、唯髻而已。同路迎喪、以髻相弔」と檀弓篇との調和を図っている。
- (24) ここでもし『左伝』の記述を「髻」の起源を記すものし、敗戦時の混乱に「髻」の起源を求めるならば、その法は簡便なもの、すなわちよ

- り吉服に近いものと見なければならぬ。吉服に近くて且つ死者への哀悼の意をあらわすものとしては弔服に如くはないから、敗戦時の混乱に喪服（の首服）として「髻」が用いられたとすれば、弔服の「髻」が喪服の代用にされたというのが、最もあり得べき事態であろう。これが正解であったとすれば、檀弓篇の記述は、もともと弔服であった「髻」が喪服に代用されたのを知らずに、「髻」が本来の喪服であると勘違いした上で、これを弔服として用いているのを非としたものとなる。ただ、檀弓篇の段階で男子（士）に弔服用の特別な服が定まっていなかったと推定されることを思えば、それに先立つ段階で婦人の弔服が定まっており、さらにそれが喪服に代用されることがあり得たとは思えない。ここでは『左伝』が「弔」を落としか、「弔」字が無くても、そこに「弔」の義が含まれていると見ることにはしたい。あるいは「逆喪」という表現（『左伝』のこの部分にしか見えない）で、弔問をも含意させたか。
- (23) 檀弓篇の記述では、「蓋」以下が、孔子言に属するか否か必ずしも明確ではないが、ここでは檀弓疏6-21b4が「故夫子稱蓋以疑之」と、これを孔子言に帰しているのに従う。
- (24) 『儀礼集説』11-83a「此傳所謂櫛者、疑則彼（＝檀弓篇）之榛也。蓋聲相近而轉爲櫛耳。」（巻葉数は康熙十九年刊の『通志堂経解』所収本による）。
- (25) 沈文倬『《礼》漢簡異文釈（一）』（『文史』第三三輯、一九九〇年）の第108条「乙本同。今本“（木〓）”作“櫛”。∴漢碑争作“〓”、則“（木〓）”即“（木争）”字。字書無“（木争）”、與“榛”聲近假借、如《毛詩》之“榛首”、《説文》作“頼首”。」参照。〓は「争」の「爪」を「日」に置き換えたもの。「木〓」は〓を旁とする木偏の文字を示す。『詩』は衛風・碩人3-216b、『説文』は頁部「頼」字。
- (26) ちなみに『儀礼』土喪礼注6-1188では、「髻」そのものを説明するものとして、檀弓篇のこの部分（「蓋」以下は除く）を引いている。
- (27) 「免」と「髻」を対にする思考が先にあつて、この思考のもとで、土喪礼の記述が導かれているのか、逆に、土喪礼の記述（もしくはその記述に相当する礼）が先にあつて、この思考が帰納されたのかはわからない。
- (28) 経文ではこれを友への弔問であるとは明記していないが、鄭玄がそれぞれ「所弔者朋友」（7-20b4）、「皆以朋友之禮往」（9-22b6）と注するのに従つてよいであろう。
- (29) 「夫夫」は「夫人」が合文で一字に記されていたのを誤つて重文に解したものの。
- (30) 『孔子家語』曲礼子貢問篇では、魯の昭公夫人の呉孟子が卒した時のエピソード（『春秋左氏伝』哀公十二年伝59-2aにもほぼ同文あり）

- において、孔子に「主人未成服、則弔者不經焉、禮也」と語らせているが、この語がこの時のものであったとする保証にはならないであろう。
- (31) 士喪礼 36-13a 「主人髻髮袒、……也襲經于序東、復位。」
- (32) このことは『儀礼』士喪礼の成立が檀弓篇に先立つことを必ずしも意味しない。記述される礼に先んじて、行われる礼が存在していたはずだからである。
- (33) 疏 2a10引く熊安生説によれば、「武に（帶）經を加ふ」と読むことになるが、ここでは鄭玄に従って読んでおく。
- (34) 檀弓篇はすべてがエピソードの記録から成っているわけではないが、ここではエピソードの記録の部分に限定して論ずる。